

自治会等一斉清掃における揚土および草排出時の注意事項

- 1 清掃活動に必要な土のう袋・草回収用ポリ袋は、事前に清掃センターにてお渡しします。
実施前の平日（8:30～17:15）に、清掃センターまでお越しください。
※土のう袋は必ず当年度のものを使用してください。
- 2 **休日搬入される場合、必ず事前に申請いただきますようお願いいたします。**
休日搬入される団体については、本状とあわせて「**搬入番号票**」を搬入台数分お送りしています。搬入時に車両に掲出し、すべての搬入が終了した時点で清掃センターの係員にお返しください。（「**搬入番号票**」のない車両は受入できませんのでご注意ください。）
休日搬入の場合、受入日の8:30～11:00までに清掃センターへ搬入してください。
土・草ともに清掃センターへ搬入願います。（小八木中継基地では受入できません。）
- 3 雨天等による中止の場合は、清掃センターへ連絡願います。
●連絡先
・ 平日（翌月曜日 9:00 まで）・・・清掃センター事務所 22-2734
・ 清掃当日（8:00～10:00）・・・担当者携帯 090-7091-3450 （休日搬入に限ります。）

- 4 出されるものによって、処分先と処分方法が異なります。排出方法にご注意ください。

	排出方法	処分方法
揚土	土のう袋に入れる	民間施設で埋立処分
草・剪定枝 （水草を含む）	指定の草回収袋もしくは透明・半透明の袋に入れる （太さ 5 cm、長さ 60 cmを超える樹木は不可）	焼却処分

※ **土と草を同じ袋に入れないでください。また、土と草以外のごみを入れないでください。**

※ 袋の口は必ず結んでください。

<本事業で回収できないごみ>

	排出方法	処分方法
粗大ごみ	別途、清掃センターと協議 をお願いします	破碎処分
太さ 5 cm、長さ 60 cmを超える樹木、竹 ポイ捨てされたびん、缶、雑貨類、がれ き、2cm を超える石など		民間施設で埋立処分
ポイ捨てされた紙類、容器包装プラスチ ック、ペットボトル		焼却処分

- 5 事前に申請いただいた場所に土および草を飛散しないように集積してください。**申請箇所以外の回収はできません**のでご注意願います。また、**申請漏れ等での再回収は受付できません**。
※ **集積地点を申請いただいていない場合、早急に清掃センターまでご報告願います。**
※ 申請いただいた集積場所がごみ集積所付近である場合、通常のごみ収集の妨げにならないよう、**ごみ集積箱からは離して**集積していただくようお願いします。
※ 集積場所を変更する場合は清掃日の翌営業日中（月曜、祝日の場合は火曜）までにご連絡ください。
- 6 **分別、排出等のルールが守られない場合、処分ができないなど他の自治会等の方の迷惑となることから、回収をお断りする場合がありますので、ご参加の方々に周知徹底をお願いします。**

皆様のご協力をお願いします。

彦根市清掃センター 〒522-0055 彦根市野瀬町 279-1 TEL22-2734 FAX 24-7787